

# 資産管理・相続対策セミナー

★65歳以上の高齢者…5人に1人が認知症患者に!

認知症や脳梗塞等で判断能力がないと診断されると  
預金口座や不動産等の資産が凍結されます!

親がなくても…  
私になっても…  
準備万端!



大切な資産と事業を管理・承継するために!

いざとなつてから  
では遅い!

## 家族信託の実務対策

～遺言や後見制度では成し得ない相続・認知症対策として～

講師



川久保 正彦

・株式会社WISDAM FP代表取締役  
・(一社)相続を考える会代表理事  
・さいたま家族信託本舗 代表

1967年生まれ。東洋大学卒業。会計事務所に11年間勤務しながらFP技能士1級を取得する。会計事務所を退職し、ファイナンシャルプランナーとして(株)WISDAMFP(ウィズダムエフピー)を設立。2006年～2011年日本FP協会試験委員を務め、2006年～2013年大原簿記学校CFP相続講師を担当する。現在、相続を考える会、さいたま家族信託本舗の代表として相続全般のコンサルティングと共に、家族信託に関するセミナー講師として活躍中。

≪ハンドブック≫「民事信託組成の独り言」

社長も安心して経営に打ち込めるようになる!

認知症等により本人の判断能力が低下すると、銀行預金や不動産が凍結されて、現金の引き出しや不動産の売却・賃貸等もできなくなるため、身動きが取れず相続対策も難しくなるケースが続出しています。

そこで本講座では、こうした事態に陥らないために、親に判断能力があるうちに家族で契約を結び、銀行預金や不動産の名義をあらかじめ書き換えておく「家族信託」の活用法について実例を交え解説します。

【講座内容】

- ◆今までの相続対策の限界!
  - ・遺言は次の世代までしか指定できない
  - ・成年後見制度は裁判所の許可が必要
- ◆家族信託で出来る事
  - ・次の次の次の世代でも財産承継を指定できる。
  - ・裁判所の管理ではなく家族が財産管理することができる
- ◆家族信託の具体的事例
  - ・認知症になる前に、次世代に財産移転ができる
  - ・相続させたくない者に財産が渡らないようにすることができる
  - ・将来の不動産売却・管理を次世代に依頼できる
- ◆家族信託の手続き方法と手順について
- ◆相続税・節税について
  - ・家族信託を使用した相続税対策は可能なのか?
  - ・家族信託と税金の関係

\* 120分

\* 交通費は埼玉県「浦和駅」から

研修・セミナー・実技指導

**Adonis**

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405  
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786  
E-mail 7745@s-adonis.com

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索